

令和5年加賀市農業委員会 年次総会・第1回定例総会

令和5年1月27日(金)

年次総会 開会（午後1時27分）

宮下事務局長	ご多用の中、ご参集いただきありがとうございます。 只今より令和5年加賀市農業委員会年次総会を開催いたします。開会に先立ち、宮元市長が皆様にご挨拶を申し上げます。
宮元市長	（市長 挨拶）
宮下事務局長	市長、ありがとうございました。今月25日に北國新聞で取り上げられた田端委員のお話をお願いします。
田端委員	（挨拶）
宮下事務局長	それでは年次総会に入ります。 本日は、農業委員の現委員14名全員名の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。 それでは、中村会長にご挨拶をいただき、引き続き議事進行についてよろしく願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）	（挨拶）
----------	------

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。 9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。
----------	---

報告第1号 令和4年 加賀市農業委員会事業報告

議長（中村会長）	それでは、報告第1号 令和4年加賀市農業委員会事業報告について、事務局から報告してください。
宮下事務局長	（令和4年 加賀市農業委員会事業 報告）
議長（中村会長）	只今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

議長（中村会長）	<p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、お諮りいたします。</p> <p>報告第1号 令和4年加賀市農業委員会事業報告について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議長（中村会長）	<p>異議なしと認め、承認いたします。</p>

議案第1号 令和5年加賀市農業委員会事業計画

議長（中村会長）	<p>次に、議案第1号 令和5年加賀市農業委員会事業計画について、事務局から説明してください。</p>
宮下事務局長	<p>（令和5年 加賀市農業委員会事業計画 説明）</p>
議長（中村会長）	<p>只今の議案に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第1号 令和5年加賀市農業委員会事業計画について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>挙手多数により、適切と認めます。</p> <p>年次総会でご審議いただきます案件は以上です。ほかに何かありませんか。なければ、以上で令和5年加賀市農業委員会年次総会を終了いたします。</p>

年次総会 閉会（午後1時56分）

第1回定例総会 開会（午後1時56分）

宮下事務局長	<p>それでは、引き続き令和5年第1回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、本日の定例総会に先立ちまして先週の18日に中出委員、北七委員、事務局職員2名 計4名で、本日付議いたします転用案件の</p>
--------	---

	<p>現地確認調査を行っておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。</p>
--	---

議事録署名員の指名

議長（中村会長）	<p>議事録署名員につきましては、年次総会と同様、9番 西栄委員、10番 加納委員を指名します。</p>
----------	--

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図と資料2の調査書も1ページから2ページです。併せてご覧ください。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番、 の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は1,195aです。この農地は に住む譲渡人が所有していますが、現在は農業をしておらず、所有する農地の一部について譲渡するものです。譲受人は、この農地を以前より譲渡人から借り受けて耕作していたもので、今回取得することとなったものです。位置図で示されたとおり、譲受人は隣接する田とともに近辺の多くの田を耕作しており、集落の若手担い手となっています。</p> <p>整理番号2番、譲渡人は整理番号1番と同一人で、所有する農地の一部を譲渡するものです。整理番号1番と同様に、この農地についても譲受人が以前より譲渡人から借り受けて、隣接して所有する の農地とともに耕作していたものです。譲受人の農地取得後の経営面積は160aです。</p> <p>以上、これら2件の案件は農地法第3条第2項各号のいずれの不許</p>

	可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	挙手多数により適切と認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）	それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。議案書の3ページからです。今月の申請は利用権の新規が3件で、面積の合計が32,031㎡の集積計画案です。 以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （略）
議長（中村会長）	2番3番の案件は保留にします。ほかにご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について、整理番号1番の案件が適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 挙手多数により適切と認めます。

議案第3号 農地転用許可後の事業変更申請について

議長（中村会長）	次に、議案第3号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。
中出委員	それでは、報告いたします。去る1月18日に私と北七委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は3ページを併せてご覧ください。 整理番号1番の転用目的は倉庫及び車庫建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は3ページを併せてご覧ください。 1番は[]地内にあり、転用目的を変更するものです。事業者は[]を起業し、販売用自動車置場を建設する目的で[]に5条許可を受けましたが、その計画がなくなり、家庭用の倉庫及び車庫を建設するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第3号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、中出委員から報告をお願いします。
中出委員	<p>それでは報告します。位置図の資料1は4ページから6ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は道路側溝へ流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝へ流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。3番は既に駐車場が建設されていました。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝へ流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は4ページから6ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、田、面積計190㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、畑、2筆、面積計210㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、■■■■のため申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■地内にあり、畑、2筆、面積計413㎡、転用目的は自己住宅建設です。この案件は詳しい年月は不明ですが、当初は借家が建っており、■■■■ほど前に取り壊されています。貸付人は宅地</p>

	<p>であると思い込んでいたことから、申請地を■■■■した後、農地法の許可を得ずに駐車場を建設してしまったものです。借受人は■■■■であり、■■■■に隣接する申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第1号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第1号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の9ページをお願いいたします。農地貸借の合意解約の届出がありましたので御報告いたします。</p> <p>今月の届出は、この1件で8筆の19,204 m²の面積です。</p> <p>以上、この1件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（略）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>

報告第2号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について

議長（中村会長）	<p>次に、報告第2号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p>
----------	---

<p>議長（中村会長）</p> <p>伊藤委員</p> <p>大家職務代理</p> <p>宮下事務局長</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>（委員からの報告なし）</p> <p>なければ、私の方から報告します。今月 13 日に県の常設審議委員会が行われました。5 条案件が 4 件、そのうち一時転用が 2 件、その外 2 件のうち 1 件が加賀市の案件でした。4 件すべて許可相当ということです。</p> <p>水田活用の直接支払交付金の交付対象推薦の見直しについて分からないので教えてほしいです。</p> <p>この制度によって耕作放棄地が増えていく心配があるので、説明してもらいたいです。</p> <p>次回、農政担当者に説明してもらいます。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>宮下事務局長</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和 5 年第 1 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>定例総会 閉会（午後 3 時 5 分）</p>	